

## 第 3 2 号議案

中野区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 3 月 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

都市公園法施行令の改正に伴い公園施設に関する制限について定めるとともに、都市公園法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

## 中野区立公園条例の一部を改正する条例

中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の5の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第16条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附則に次の1項を加える。

（東京都中野区立中野上高田公園に係る公園施設に関する制限の特例）

6 東京都中野区立中野上高田公園に係る第2条の6の規定の適用については、同条中「100分の50」とあるのは、「100分の75」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中野区立公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 中野区立公園条例の一部を改正する条例（平成29年中野区条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に1項を加える改正規定中「6 平成30年7月1日」を「7 平成30年7月1日」に改める。

附則第2項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。